

月額掛金 ※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	
15歳～35歳	男性	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	
	女性	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	
36歳～40歳	男性	624円	1,247円	1,871円	2,494円	3,118円	3,741円	4,365円	4,988円	5,612円	6,235円	
	女性	563円	1,126円	1,689円	2,252円	2,815円	3,378円	3,941円	4,504円	5,067円	5,630円	
41歳～45歳	男性	662円	1,324円	1,986円	2,648円	3,310円	3,972円	4,634円	5,296円	5,958円	6,620円	
	女性	588円	1,175円	1,763円	2,350円	2,938円	3,525円	4,113円	4,700円	5,288円	5,875円	
46歳～50歳	男性	723円	1,445円	2,168円	2,890円	3,613円	4,335円	5,058円	5,780円	6,503円	7,225円	
	女性	636円	1,271円	1,907円	2,542円	3,178円	3,813円	4,449円	5,084円	5,720円	6,355円	
51歳～55歳	男性	815円	1,630円	2,445円	3,260円	4,075円	4,890円	5,705円	6,520円	7,335円	8,150円	
	女性	695円	1,389円	2,084円	2,778円	3,473円	4,167円	4,862円	5,556円	6,251円	6,945円	
56歳～60歳	男性	949円	1,898円	2,847円	3,796円	4,745円	※掛金は更新日(平成30年11月1日)の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日(平成30年11月1日)となります。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。)					
	女性	745円	1,489円	2,234円	2,978円	3,723円	※掛金は、定期保険(団体型)の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。					
61歳～65歳	男性	1,162円	2,324円	3,486円								
	女性	843円	1,686円	2,529円								
66歳～70歳	男性	1,505円	3,009円	4,514円								
	女性	968円	1,936円	2,904円								

保険年齢	性別	1口
71歳(更新のみ)	男性	1,800円
	女性	1,147円
72歳(更新のみ)	男性	1,918円
	女性	1,218円
73歳(更新のみ)	男性	2,085円
	女性	1,310円
74歳(更新のみ)	男性	2,268円
	女性	1,405円
75歳(更新のみ)	男性	2,473円
	女性	1,508円

保険年齢	性別	1口
76歳(更新のみ)	男性	2,700円
	女性	1,617円
77歳(更新のみ)	男性	2,956円
	女性	1,739円
78歳(更新のみ)	男性	3,238円
	女性	1,899円
79歳(更新のみ)	男性	3,550円
	女性	2,078円
80歳(更新のみ)	男性	3,896円
	女性	2,279円

税法上の特典

法人の場合
法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

個人事業主の場合
個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは平成30年5月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

- 保険期間** 保険期間は1年間(平成30年11月1日～平成31年10月31日)で、毎年自動的に更新されます。
- 加入日(効力発生日)** 加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。
- 加入(増額)・脱退手続** 加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。
- 掛金のお払込み** 初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。
- 配当金** 定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。ただし、途中で脱退された方についての配当金はありません。

加入者(被保険者)のみならず
定期保険(団体型)は契約者:今治商工会議所、被保険者:当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者:当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■このパンフレットは平成30年5月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]

今治商工会議所
〒794-0042 今治市旭町2-3-20
TEL 0898-23-3939 FAX 0898-31-6667

[定期保険(団体型)引受保険会社]
アクサ生命保険株式会社
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

[取扱店]
アクサ生命保険株式会社 今治営業所
〒794-0042 今治市旭町2-3-20
TEL 0898-23-2989 FAX 0898-23-8763

AXA-A1-1806-0791/773

会員事業所のみならず

新しまなみ共済

ご加入
のすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)
+今治商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金・祝品制度)

ご留意
ください

今治商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)*を組み合わせた保障プラン名称が新しまなみ共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)



世界初の三連吊り橋 来島海峡大橋

福利厚生制度にご活用いただけます

- 業務上・業務外を問わず **24時間保障**
- 1年更新で医師の **診査なし**
- 剰余金があれば **配当金も!**
- 商工会議所独自の **給付制度も!**
- 6大生活習慣病入院一時金**
ガン入院一時金・ガン先進医療一時金
- 健康増進に役立つ付帯サービスも** NEW
健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

- 本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。
- ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
 - 当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険(団体型)契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
 - アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
 - 個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
 - 定期保険(団体型)契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

今治商工会議所

新しまなみ共済の内容

保障内容 ・主契約：定期保険（団体型）
 ・特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
死亡	不慮の事故により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）+災害保険金＞		250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円	1,750万円	2,000万円	2,250万円	2,500万円
	上記以外の事由により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＞		50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円	450万円	500万円
高度障害	不慮の事故により高度障害状態*1のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）+災害高度障害保険金＞		250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円	1,750万円	2,000万円	2,250万円	2,500万円
	傷害または疾病により高度障害状態*1のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＞		50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円	450万円	500万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき（同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度） ＜入院給付金＞	日帰り入院から保障	18につき 1,500円	18につき 3,000円	18につき 4,500円	18につき 6,000円	18につき 7,500円	18につき 9,000円	18につき 10,500円	18につき 12,000円	18につき 13,500円	18につき 15,000円
	ガン*2で1日以上入院をしたとき（1年に1回限度） ＜ガン入院一時金＞		2万円	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円	18万円	20万円
	6大生活習慣病*3で1日以上入院をしたとき（1年に1回限度） ＜6大生活習慣病入院一時金＞		1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円	8万円	9万円	10万円
	ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき ＜ガン先進医療一時金＞		5万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円	35万円	40万円	45万円	50万円

※保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。
 ※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。
 ※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。
 ※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しが行われています。
 ※日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいいます。病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

- *1 お支払いの対象となる高度障害状態**
- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはしゃべりの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- *2 お支払いの対象となるガン**
- 口唇、口腔および咽喉の悪性新生物
 - 消化器の悪性新生物
 - 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
 - 骨および関節軟骨の悪性新生物
 - 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
- *3 お支払いの対象となる6大生活習慣病**
- 糖尿病
 - 心疾患
 - 高血圧性疾患
 - 脳血管疾患
 - 肝硬変
 - 慢性腎不全

今治商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
病気による入院見舞金（5日以上保険期間中1回）	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円
病気による入院見舞金（30日以上保険期間中1回）	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円
災害による通院見舞金（5日以上保険期間中1回）	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円
結婚祝金（継続加入1年以上保険期間中1回）	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円
出産祝金（継続加入1年以上保険期間中1回）	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円
期間満了祝品（継続加入3年以上）	記念品									

- 今治商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
 - 病気による入院見舞金は5日以上の継続入院をしたとき、保険期間中に1回を限度として、1口あたり日数にかかわらず一律5,000円を支給いたします。また、30日以上継続入院をしたとき、保険期間中に1回を限度として、上記と別に1口あたり日数にかかわらず一律5,000円を支給いたします。
 - 災害による通院見舞金はケガで5日以上実通院したとき、保険期間中に1回を限度として、1口あたり日数にかかわらず一律5,000円を支給いたします。
 - 結婚祝金は加入者が結婚したとき、出産祝金は加入者または加入者の配偶者が出産したとき、保険期間中に1回を限度として、1口あたり一律5,000円を支給いたします。
 - 期間満了祝品は加入者が70歳6ヵ月を超え、主契約保険期間満了となったときに、記念品を支給いたします。
 - 「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取扱います。
- ※詳細は、「見舞金・祝金・祝品制度」規約にてご確認ください。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス	アクサ生命の加入者向けサービス
------------	-----------------

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

新しまなみ共済のお取扱い

加入資格・条件

- 今治商工会議所会員（特別会員を含む）の役員・事業主・従業員（家族従業員含む）で平成30年11月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え70歳6ヵ月までの方で、加入（増額）することに同意した方が加入できます。ただし、55歳6ヵ月を超えの方は5口まで、60歳6ヵ月を超えの方は3口まで、70歳6ヵ月を超えの方は1口のみ80歳6ヵ月まで更新のみできます。
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方*4に限り、次の留意事項を必ずお読みの上、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）カテーテルレーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。
	告知事項	②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」とは、診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表 心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症*5、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、精神障害、てんかん、肺炎、肺結核、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

- 当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取ください。

加入者票の発行

保険金などの受取人・請求

- 加入者に対しては、「定期保険（団体型）加入者（被保険者）票」を発行します。
- 保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると認められる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
 - 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者（被保険者）の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、新しまなみ共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。
 - 商工会議所独自の給付制度の受取人は加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

生命共済制度ご加入のみなさまの健康・介護、経営、暮らしをサポートする！

新・アクサの付帯サービス

生命共済制度[定期保険(団体型)]専用の新しいサービスが4つ追加されました

NEW
1

ストレスチェック機関紹介・取次サービス Web・お電話でご紹介



全国のストレスチェック実施施設をWeb・お電話でご紹介*1いたします。
50人未満の企業さまも受診可能です。
さらに割引価格*2でご案内いたします。
厚生労働省の定める57項目のストレスチェックも実施できます。
読めばすべて理解できる！
ストレスチェックのご担当者をフォローするコンテンツもあります。



- *1 各機関に対してストレスチェックの予約取次まで行います。
- *2 各機関によっては通常価格でのご案内となります。
- ※安全配慮義務の要件を満たすためには、本サービスに加えて、事業場に設置されている安全衛生委員会や選任された産業医と連携する必要があります。

NEW
2

メンタルサポートサービス 電話によるカウンセリング



臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が
電話を通じてカウンセリングを提供し、
心の問題を早期に解決するサポートをします。
企業や健康保険組合でメンタルヘルス対策(EAP事業)として
幅広く利用されています。
企業のメンタルヘルスケア対策に「メンタルサポートサービス」をご活用ください。
※「メンタルサポートサービス」のみでは安全配慮義務を果たすことはできません。



NEW
3

禁煙外来紹介サービス Web・お電話でご紹介



全国15,000施設以上の医療機関をWeb・お電話でご紹介いたします。
各医療機関の禁煙成功率など、
本サービスのご利用者だけが得られる情報もあります。
喫煙者の禁煙中フォローだけでなく、
受動喫煙者向けの啓発コンテンツも多数あります。



NEW
4

健診機関紹介・取次サービス Web・お電話でご紹介



全国の提携健診施設をWeb・お電話でご紹介*3いたします。
MRI・乳がん検診などのオプション検査も受診可能です。
さらに割引価格*4でご案内いたします。
気になる症状からおすすめの検診を検索でき、
健診後はWebコンテンツでフォローいたします。

- *3 医療機関に対して健診の予約取次まで行います。
- *4 医療機関によっては通常価格でのご案内となります。



ご利用方法等の詳細については、生命共済制度[定期保険(団体型)] ご加入後にご案内いたします。

こちらのサービスも従来通りご利用いただけます

健康電話相談サービス

専門の相談員が24時間対応

相談料・通話料無料



気になる症状や体の不調、育児、療養、介護のご相談はもちろん、夜間・休日に受診できる医療機関や女医情報、専門医情報など医療機関情報もご提供いたします。

- 気になる症状について
- ストレス・ちょっとした心の悩み
- 介護の悩み・疑問について
- 応急処置について
- 妊娠・出産・育児の悩み
- 検査結果でわからないことについて
- 女医さんにかかりたい など…



最近、頭痛がひどいけど病気かな？



夜間に急な発熱！診察してもらえる病院は？

株式会社ウェルネス 医療情報センター 24時間365日受付

0120-456-830

人間ドック・PET検診サービス

無料で予約代行

優待価格



人間ドック

地域、検査内容、料金などお客さまのご希望に合う施設を全国の提携施設から優待価格*5でご案内いたします。日時などご希望に応じて予約を代行し、予約チケットを送付いたします。

*5 一部優待価格のない施設がございます。



PET検診

がんの早期発見、治療や手術後の再発チェックに効果的とされる最先端のがん検診であるPET検査。地域、検査内容、料金などお客さまのご希望に合うPET施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。

株式会社ウェルネス 医療情報センター 平日 9:30~17:30

0120-456-840

ご利用資格 生命共済制度[定期保険(団体型)]にご加入のみなさまとそのご家族。
(「メンタルサポートサービス」のご利用対象者はご加入者のみとなります。)

- ・「ストレスチェック機関紹介・取次サービス」、「禁煙外来紹介サービス」、「健診機関紹介・取次サービス」、「健康電話相談サービス」、「人間ドック・PET 検診サービス」は株式会社ウェルネス 医療情報センターが、「メンタルサポートサービス(電話によるカウンセリング)」はティーベック株式会社が提供します。
 - ・「アクサの付帯サービス」は、アクサ生命がご提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
 - ・当サービスは、いずれも各サービス提供会社が直接提供いたします。サービス提供を受けた結果、万一損害などが発生してもアクサ生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
 - ・サービスの内容は予告なく変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
 - ・く個人情報のお取り扱いについて
- ご利用いただいた方のお名前・ご住所・お電話番号などは、サービス提供会社よりアクサ生命に連絡される場合がありますのであらかじめご了承ください。ただし、サービス提供会社より連絡を受けた個人情報は、サービスの維持・品質向上を目的とした利用状況の把握とご利用資格の確認以外の目的に使用することはありません。